

食品及び環境衛生関係の優良施設、衛生功労者及び優良従業員の 埼玉県東松山保健所長表彰要綱

1 優良施設

施設及び衛生管理が特に優秀であり、特に模範とすべき者で次の各号に該当するもの。

- (1) 食品衛生関係施設にあつては、旧監視票（昭和49年12月17日付食第700号「食品衛生法等に基づく行政処分等に係る事務処理要領」様式第3号）による施設の採点成績が95点以上であるか、又は新監視票（令和3年3月26日付け薬生食監発0326第5号「食品衛生監視票について」別添1）による施設の採点成績が85点以上であること。
- (2) 対象となる施設は、過去3年間関係法令の規定に違反し、行政処分を受けた事がないこと。

2 衛生功労者

食品及び環境衛生関係の営業に関し、組織活動の推進、衛生措置の改善に貢献し、その功績が顕著である者で、次の各号に該当するもの。

- (1) 過去3年間関係法令の規定に違反し、行政処分を受けた事がないこと、又は関係法令の規定に違反し懲役、禁固又は罰金に処された事がないこと。
- (2) 関係法令で規定された健康診断（保菌検査を含む）を受けている者であること。

3 優良従業員

衛生知識を有し、業務に精勤し、素行善良であり、他の模範となる者で次の各号に該当するもの。

- (1) 過去3年間関係法令の規定に違反し、行政処分を受けた事がないこと、又は関係法令の規定に違反し懲役、禁固又は罰金に処された事がないこと。
- (2) 関係法令で規定された健康診断（保菌検査を含む）を受けている者であること。
- (3) 家族従業員でないこと。
- (4) 同一施設に5年以上にわたり精勤し、現に従事する者であること。